

青森県報

第二千四百七十五号

平成十七年
五月十一日
(水曜日)

目次

告 示

救急病院の廃止……………	(医療業務課) …… 一
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………	(保健衛生課) …… 二
結核予防法による医療機関の指定……………	(同) …… 二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 二
河川法による兼用工作物の管理……………	(河川砂防課) …… 二
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………	(出納課) …… 三
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………	(同) …… 三
右 同……………	(同) …… 三
公 告	
林業用種苗生産事業者の登録の失効……………	(林政課) …… 四
特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧……………	(漁港漁場整備課) …… 四
土地区画整理組合の理事の住所変更……………	(都市計画課) …… 四
出先機関	
土地改良区の役員の内任及び退任……………	(農林水産部) …… 五
右 同……………	(農林水産部) …… 五
土地改良区の役員の内任……………	(農林水産部) …… 六
右 同……………	(同) …… 七

土地改良区の役員の内任……………

道路の位置の指定……………

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………

正 誤

平成十五年二月十二日定例出先機関中…………… (農村整備課) …… 八
平成十七年四月二十五日定例出先機関中…………… (同) …… 八

告 示

青森県告示第四百四号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があつたことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなつたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
一部事務組合下北医療センター 国民健康保険大畑病院	むつ市大畑町観音堂二五の一

青森県告示第四百五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第六二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	浪岡町立病院	所 在 地	南津軽郡浪岡町大字浪岡字平野一八〇	指 定 年 月 日	平成一七・三・三一
-----	--------	-------	-------------------	-----------	-----------

青森県告示第四百六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	外ヶ浜町国民健康保険外ヶ浜中央病院 外ヶ浜町国民健康保険三厩診療所 外ヶ浜町国民健康保険よこの循環器呼吸器内科医院 すずらん調剤薬局石江店	所 在 地	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四二の一 東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町六 青森市大字石江字江渡九七の二二 青森市大字石江字江渡九七の一 青森市勝田一丁目一四の二〇 青森市浪岡大字浪岡字平野一八〇	指 定 年 月 日	平成一七・三・一六 " " 一七・四・二七 " " 一七・四・一 "
-----	--	-------	---	-----------	---

沖館薬局花園店	青森市花園一丁目一八の七	一七・四・二七
マエダ調剤薬局中野店	弘前市大字中野二丁目一の一	一七・四・一九

青森県告示第四百七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	株式会社 ン工業	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	痴呆対応 型共同生 活介護	居宅サービス事業を行う事業所	青森市古館一丁目一三の二六	指 定 年 月 日	平成一七・五・一
名称又は 名	青森市安方二丁目七の三六ロイヤル善知鳥ビル	主たる事務所の所在地又は住所	名 称	グループホーム善知鳥	所在地	青森市古館一丁目一三の二六	指 定 年 月 日	平成一七・五・一

青森県告示第四百八号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により一級河川馬淵川水系浅水川河川管理者青森県知事三村申吾と八戸市道白銀端線道路管理者八戸市長中村寿文との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県県土整備部河川砂防課及び八戸県県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一 級河川馬淵川水系浅水川
二 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防

三 河川管理施設の位置

八戸市大字豊崎町字白銀端六の一八地内から同大字字下七崎六〇の六地内まで
管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 八戸市
住所 八戸市内丸一丁目の一

代表者の氏名 道路管理者八戸市長中村寿文
五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長〇・四メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
六 管理の期間

平成十七年四月二十八日から道路の存続する日まで

青森県告示第四百九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田八七の一
つがる白神農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原三八
2 変更後の売りさばき場所
西津軽郡深浦町大字岩崎字松原三八

青森県告示第四百十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

五所川原市金木町芦野一五九の一
津軽北部農業協同組合

二 変更内容

1 (一) 変更前の住所

北津軽郡金木町大字金木字芦野一五九の一
(二) 変更後の住所
五所川原市金木町芦野一五九の一

2 (一) 変更前の売りさばき場所

北津軽郡金木町大字嘉瀬字雲雀野一八の一
(二) 変更後の売りさばき場所
五所川原市金木町嘉瀬雲雀野一八の一

青森県告示第四百十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

- 一 売りさばき人の住所及び名称
五所川原市金木町菅原二五七の一
株式会社金木自動車学校

二 変更内容

- 1 変更前の住所及び売りさばき場所
北津軽郡金木町大字金木字菅原二五七の一
- 2 変更後の住所及び売りさばき場所
五所川原市金木町菅原二五七の一

林業用種苗生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次とおり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番 号 録	登録年月日		氏名又は名称	住 所	種 穂	生 産 事 業 の 内 容	事 業 所	失効年月日
	二七〇	昭和六三・二・九						
						幼苗の育成		
						苗木以外の苗木の育成		
						種澤苗畑	中津軽郡相馬村大字黒滝	平成一七・四・三

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、岩崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

岩崎地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部漁港漁場整備課及び深浦町役場水産課

三 縦覧期間

平成十七年五月十一日から同月三十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

土地区画整理組合の理事の住所変更

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、青森市浜田土地区画整理組合から、次のとおり理事の住所の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	所
福井 幸隆 佐藤 清治	島根県松江市菅田町二五八 青森市浜田二丁目一四の二二	

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八戸平原土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月十一日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

役員別	氏名	住 所	就任及び退任年月日
理事	下沢 定雄	八戸市大字是川字岩ノ沢四六の一	平成 一七・四・三就任
"	阿部 武志	三戸郡階上町大字金山沢字伴藏八	"
"	堰端 治	八戸市南郷区大字島守字小山田四二の一	"
"	山内 達夫	" 大字泉清水字長根二六	"
"	郷州 公典	三戸郡階上町大字角柄折字仁田三	"
"	鹿原 直人	" 大字鳥屋部字田ノ上五の一	"
"	深川藤次郎	八戸市大字鮫町字中道二〇の一三	"
"	百目木憲一	三戸郡階上町大字平内字百目木三	"
"	田向 歳男	八戸市南郷区大字島守字馳下り七	"
"	西館 信一	" 大字大森字雷林一三の一	"
"	荒川喜一郎	" 大字白銀町字堀ノ内一の一〇	"
"	松川 純悦	三戸郡階上町大字角柄折字南二の三	"

監事	坂下 国男	八戸市南郷区大字島守字前田一二三	"
"	畑中 弘實	三戸郡階上町大字金山沢字小板橋三四の二	"
"	山田 稔	八戸市南郷区大字島守字大波五の一	"
"	坂野 幸志	" 大字是川字岩ノ沢二七の一	"
"	若宮 鉄男	三 南郷区大字市野沢字違折向一二の三	一七・四・二退任
理事	下沢 定雄	" 大字是川字岩ノ沢四六の一	"
"	阿部 武志	三戸郡階上町大字金山沢字伴藏八	"
"	荒川 吉藏	八戸市大字白銀町字堀ノ内一の一〇	"
"	山内 達夫	" 南郷区大字泉清水字長根二六	"
"	狹館 博史	" 大字島守字狹館一	"
"	堰合 勝美	三戸郡階上町大字金山沢字小水無一	"
"	堰端 治	八戸市南郷区大字島守字小山田四二の一	"
"	郷州 公典	三戸郡階上町大字角柄折字仁田三	"
"	鹿原 直人	" 大字鳥屋部字田ノ上五の一	"
"	林 善嗣	八戸市南郷区大字島守字冷水三九	"
"	深川藤次郎	" 大字鮫町字中道二〇の一三	"
"	百目木憲一	三戸郡階上町大字平内字百目木三	"
監事	三浦 和夫	八戸市大字大久保字大山一〇四	"
"	畑中 弘實	三戸郡階上町大字金山沢字小板橋三四の二	"
"	山田 稔	八戸市南郷区大字島守字大波五の一	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、藤島川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月十一日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

区役員の氏名	小笠原正治	住所	旧住所 上北郡上北町大字大浦字館野三八の一 新住所 上北郡東北町大字大浦字館野三八の一	住所変更の年月日	"
区役員の氏名	沼田 貞美	住所	旧住所 上北郡上北町大字大浦字沼端五七の一 新住所 上北郡東北町大字大浦字沼端五七の一	住所変更の年月日	"

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月十一日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

区役員の氏名	古屋敷征一	住所	旧住所 上北郡天間林村大字榎林字古屋敷九の二 新住所 上北郡七戸町字榎林古屋敷九の二	住所変更の年月日	平成 一七・三・三
区役員の氏名	二ツ森圭吉	住所	旧住所 上北郡天間林村大字二ツ森字家ノ下九の一 新住所 上北郡七戸町字二ツ森家ノ下九の一	住所変更の年月日	"
区役員の氏名	木村 重成	住所	旧住所 上北郡天間林村大字榎林字柴館道ノ下八の一 新住所 上北郡七戸町字柴館道ノ下八の一	住所変更の年月日	"

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、明道土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定

により公告する。

平成十七年五月十一日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新一

区役員の氏名	平岡健一郎	住所	西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎七二	就任の年月日	平成一七・四・七
区役員の氏名	小野 巖	住所	大字轟木字根株六一	就任の年月日	"

むつ県土整備事務所告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年五月十一日

むつ県土整備事務所長 木村 正 博

位 置	延 長	幅 員	指 定
むつ市文京町三三九の八	四一・〇八メートル	六・〇五メートル	平成 一七・四・三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十七年四月二十五日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及

び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十七年五月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二三、八八二人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に

三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二六五、六七七人

- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 東津軽郡選挙区 八、七三五 人
- 西津軽郡選挙区 一八、一〇八 人
- 南津軽郡選挙区 二六、一〇七 人
- 北津軽郡選挙区 一六、九六五 人
- 上北郡選挙区 三一、二〇二 人
- 下北郡選挙区 一〇、四六七 人
- 三戸郡選挙区 二四、五二二 人
- 青森市選挙区 七九、七七五 人
- 五所川原市選挙区 一三、三七〇 人

正 誤

農 村 整 備 課

発行年月日 平成二二 第一二二五号	区 分	ページ 段	行	誤
出先機関	六	五	表中	正
	上	下	ニッ森 圭吉	ニッ森 圭吉

農 村 整 備 課

発行年月日 平成二二 第一二二五号	区 分	ページ 段	行	誤
出先機関	九	上	後ろから 一〇	正
			農林漁業用揮発油税財源身替農道事業	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号 青森県
（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭